

令和3年第3回(4月)大郷町議会臨時会会議録第1号

令和3年4月9日(金)

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員(13名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	7番	熱海文義君
8番	石川壽和君	9番	和賀直義君
10番	高橋重信君	11番	石垣正博君
12番	千葉勇治君	13番	若生寛君
14番	石川良彦君		

欠席議員(1名)

6番 田中みつ子君

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学君	副町長	武藤	浩道君
教育長	鳥海	義弘君	総務課長	遠藤	龍太郎君
財政課長	熊谷	有司君	町民課長	千葉	昭君
保健福祉課長	鎌田	光一君	地域整備課長	三浦	光君

大郷町議会新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取り組みに基づき、庁舎内待機とした者は、次のとおりである。

まちづくり政策課長	伊藤	義継君	復興定住推進課長	武藤	亨介君
税務課長	小野	純一君	農政商工課長	高橋	優君
会計管理者	片倉	剛君	学校教育課長	菅野	直人君

社会教育課長 赤 間 良 悦 君

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉 恭啓 主事 高橋 将吾

議事日程第 1 号

令和 3 年 4 月 9 日（金曜日） 午前 1 0 時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 34 号 大郷町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 4 議案第 35 号 大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算
（第 1 号）

本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

午 前 1 0 時 0 0 分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和 3 年第 3 回大郷町議会臨時会を開会いたします。失礼をいたしました。ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 3 年第 3 回大郷町議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。ここで町長より御挨拶をいただきます。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

臨時議会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

まさに春光うららかな季節になってまいりました。例年より桜の便りも大変早く桜の花ももう満開を迎えました。また、水稻の種まきにおきましても順調に進んでいるようであります。そのような中で本日ここに令和 3 年第 3 回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さまにおかれましては、公私ともに御多用の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日、御提案申し上げます議案は、令和 3 年度大郷町一般会計補正予算（第 1 号）及び令和 3 年度戸別合併処理浄化

槽特別会計補正予算（第1号）となっております。一般会計補正予算につきましては、去る3月16日発覚いたしました盗難事件を受けて役場庁舎のセキュリティ強化のための防犯カメラ設置事業及び職員の新型コロナウイルス感染に伴う抗原検査の費用などを計上させていただいているものであります。また、戸別合併処理浄化槽特別会計につきましては去る2月13日に発生した地震の災害復旧費の年度組み替えでございます。災害復旧工事の迅速な発注完了を目指すものでございます。以上御提案させていただきます各議案につきましてよろしく御審議の上、御可決賜わりますようお願いを申し上げます。よろしくお願いたします。

議長（石川良彦君） 以上で町長の挨拶を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により9番和賀直義議員及び10番高橋重信議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第34号 令和3年度大郷町一般会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 日程第3、令和3年度大郷町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 皆さんおはようございます。それでは、議案第34号、一般会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書2ページをお開き願います。

議案第 34 号 令和 3 年度大郷町一般会計補正予算（第 1 号）。

令和 3 年度大郷町の一般会計補正予算は次のとおり定める。

（歳入歳出予算補正）

第 1 条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 649 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51 億 649 万 4,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正後の歳入歳出予算の総額は第 1 表歳入歳出予算補正による。

令和 3 年 4 月 9 日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算ですが、役場職員、小中学校児童生徒及び教職員に新型コロナウイルス感染者が出た場合、濃厚接触者以外で感染疑いのある職員等に対する抗原検査の実施、役場庁舎の新型コロナウイルス感染症対策用品購入及び役場庁舎のセキュリティ対策として防犯カメラの設置に係る予算について計上したものです。歳入につきましては、財政調整基金において財源調整をしたものです。

続きまして、3 ページをお開き願います。

第 1 表 歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を説明いたします。

まず歳入です。第 19 款繰入金第 1 項基金繰入金 649 万 4,000 円の増額補正です。新型コロナウイルス感染症対策並びに抗原検査及び防犯カメラ設置に係る財源としての財政調整基金繰入金の調整です。歳入補正額合計 649 万 4,000 円です。

続きまして、4 ページを御覧いただきます。

歳出です。第 2 款総務費第 1 項総務管理費 555 万 5,000 円の増額補正です。役場職員等に新型コロナウイルス感染者が出た場合、濃厚接触者以外で感染疑いのある職員に対する抗原検査の実施、役場庁舎の新型コロナウイルス感染症対策として、町長室、応接室及び会議室等にアクリルパテーションの設置及び役場庁舎のセキュリティ対策として役場庁舎出入口 3 カ所・駐車場に 2 カ所に防犯カメラを設置する経費です。

第 9 款教育費第 1 項教育総務費 93 万 9,000 円の増額補正です。小中学校の児童生徒及び教職員等に新型コロナウイルス感染者が出た場合、濃厚接触者以外で感染疑いのある教職員に対する抗原検査の実施に係る経費です。歳出補正額合計 649 万 4,000 円です。

以上、補正前の予算額 51 億円に歳入歳出とも 649 万 4,000 円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ 51 億 649 万 4,000 円とするも

のです。一般会計補正予算（第1号）につきましては、以上の内容です。

以上で議案第34号につきましてはの提案理由の説明を終わります。次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。はい。1番吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） 今回のコロナウイルスの職員に対するコロナウイルス抗原検査、教職員に対する抗原検査とありますが、その内訳、人数、金額等分かれば教えてください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） はい、お答えいたします。特別職が3名、一般職109名、会計年度任用職員20名、教員補助者11名、ケアハウスの職員4名、学校の教職員60名の計207名を予定しております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） その207名という人数と、今後、今受けるべきものなのか、この予算を組んだ時に皆で全員実施ということなのか。ただの予算として組み込んでいるってということなのかお答えください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） この予算は3月30日に庁舎内の職員が、1名陽性反応が出たということを受けて予算計上させていただくものでございまして、その方以降ももう一人陽性者出ておりますが、その方の濃厚接触者以外の方で感染の疑いのある職員について行うものであり、今後役場の職員並びに公立学校の教職員の中に陽性者が出た場合に濃厚接触者以外の感染の以外の人で感染の疑いのある人に対して行うものであり、あくまでも予定の人数となります。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。はい、9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 疑いのある場合にはね、具体的なニュアンスとして分からないんですけども、濃厚接触者以外で疑いの場合というのは具体的にどういう時を想定しておりましたか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 濃厚接触の疑いのある者となりますと、例えば、とある課で発生した場合にその近くに座っている職員、もしくはその課全体の職員が対象になるかと思えます。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。はい。7番熱海文義議員。

7 番（熱海文義君） あの、庁舎の防犯カメラについてなんですが、カメラつけるのはいいと思うのですが、その前に盗難にあった時点で警備員がいたはずなんですが、どのような状況でこういうふうになったのか、前にも聞いたと思うのですが、もう一度お願いしたいと思います。

財政課長（熊谷有司君） お答えします。当時警備員が常駐して、毎日常駐しているわけですが、その盗難にあった3月の15日から16日の朝方までにかけてということですが、8時50分過ぎにその復興定住推進課の職員が退庁し、その後、翌日に出勤した際にそのパソコン等がなくなっていたというのを発見したわけですが、警備員につきましては、毎日地下の警備員室で常駐してございます。それで、警備員も職員が退庁される際には地下から退庁するようになってございますが、たまたま多分見回り等で庁舎内を巡回しているときもございます。その間なのか、ちょっと時間帯はちょっと分かりませんが、そういう事故があったものでございまして、警備員は常に常駐してございます。その事故が起きて、今回盗難事故が起きて以降につきましては、職員が自ら出るのではなくて、必ず警備員に開錠をさせていただいて、鍵を開けていただいて、それから地下から出るように今はしてございますので、今、今後セキュリティ対策として今回カメラ設置させていただくわけですが、警備員と両面から今回セキュリティを強化していくということで今回計上させていただくものでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。はい、10番高橋重信議員。

10 番（高橋重信君） 今の件に関連してなんですが、防犯カメラをですね、これを専決、ま、あの、処分等してですね、早急にできなかつたのかどうか。というのはまだ犯人の検挙もなされていない中でですね、前の説明でデータはね、大事なデータは入っていないということだったのですが、犯人のですね、目的が重要なものが必要となれば再度入る可能性があるんじゃないかなと。ですからこれはね、専決処分として早急にやるべきじゃなかつたのかなと考えます。この辺なぜ出来なかつたのか。その辺。お願いします。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） お答えします。結論的に申し上げれば、予算が二十数万、二百五十数万の金額でございましたので、金額がある程度大きかったものでございますので、議会に説明し、議会の議決をもらうという基本方針に基づいて今回4月早々の臨時会ではございますが、招集させていただき、御審議をいただくものであります。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

10 番（高橋重信君） えっとですね、そういうものであればですね、今後に関してはですね、セキュリティ防犯に関してですね、条例を変えてもですね、早急にね、取り組み出来るような体制にさせていただきたいと思えます。それからですね、それ、うん。それからですね、要はサーバー室ですか、いろんなね、重要なデータ入っていると思うんですが、ここもですね、やっぱりカメラの設置が必要かなと思うんですが、この辺の見解をお願いします。

議長（石川良彦君） はい。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） サーバー室につきましては、常に施錠してございまして、誰もが常に入れる状態になってございませぬので、それはしっかり管理しているものと思われまます。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

10 番（高橋重信君） 今の答弁であればですね、日本全国いろんな問題は発生しないんだけど、いろんな問題が発生しているわけなんですよ。大事なものであれば、財産となるものであればですね、やっぱりそれくらいのね、危機管理がね、必要かなと思えます。その辺もね、検討していただきたいと思えます。全職員がですね、危機管理にはね、いろんなね、細心の注意を払ってやっていただきたいと思えます。以上です。

議長（石川良彦君） 質問ではないですね。ほかにございませぬか。12 番千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） えっとですね、今回の職員の関係あるいはパソコンの盗難ということで、ある面では町長の管理下における責任が大きいのかなと思うのですが、その中でですね、いろいろ今回の補正予算を説明するにあたって冒頭に本当はその職員の実態、コロナの実態ですか。それから盗難の実態について詳しく説明があつて然るべきではないかと。それが質問に対して答えるような形で極めて執行部の姿勢については冒頭から私は問題があるのではないかと考えます。そこで伺いたいんですがね、この職員の一般管理費の関係で 1 万 5,642 円という単価の中で抗原検査を実施すると。役場のでない。学校関係も含めて 207 名というような数字でございませぬが、ま、2 目の事務教育費の関係も含めてですね、この場合、全員が対象になっているわけですが、吉田議員から質問されましたが、これは濃厚接触者以外の関係ある職員ということですが、先ほど和賀さんから質問ありましたが、どうもその辺の関係ある職員というのはどの辺なのか。また、その職員が陽性にもし抗原検査で陽性が出

た場合にその方と接触された町民もいると思うんですね。そういう面でのようにその辺の今後の調査をしていくのか。極めて町の職員守るのは分かるのですが、それに関連して町の職員というのは町民とのつながりがかなりあるわけですから、その辺どのように今後もし状況によっては生じるであろう、その辺の問題について考えられているのか。その辺執行部の考えをお聞きしたいと思います。それからですね、先日の全協でも出ましたが、保育園の認定こども園、認定保育園ですか。認定こども園のですね。ほとんどのこれは町民の子供なんですよ。そういう点で先ほどここに資料が実施要綱ということで定めているということでありましたが、実態としてそういう方々に対しても抗体検査をしていかないとやはり不公平が出てくるんでないかと。そういう点ではあえて保育園だけではなくですね、社会的な仕事している方々、例えば、福祉協議会とかあるいは商工会の関係とか。そういう広く町民と接する立場にある方々の本当はPCR検査してほしいんですが、職員を対象にするということになれば、職員だけでなく町民と接することの多いそういう職場の方々も広く抗原検査の対象にすべきではないかと思うのですが、その辺についてどのように検討されたのか。お聞きします。また、これはあくまで今感染されているかどうか確認するだけの検査であって、決して抗体検査ではないわけですね、それで定期的にこれをしていかないと1カ月あるいは今回異常なかったとしても、この次どこでどういう感染が出てくるか分からないので、そういう点では定期的に抗体検査、抗原検査も抗原検査についてもですね、定期的にやる必要があるんじゃないかと。その辺について、どのように検討されているのか、お聞きしたいと思います。それから、防犯関係なんですけど、先ほどセキュリティということで、大分強調されましたが、ただ鍵かけておくだけのセキュリティなのか、それとも何かボタン式ですね、よくテレビドラマなどで出てくる数字的なものなどのいわゆるコンピューター式のセキュリティに入れるのかどうか。その辺についての説明もどうも、ただ、今後は鍵をどうのこうのという鍵だけの問題ではなくてですね、今後こういう盗難問題については1階、地下1階だけ、今回だったという状況ですが、これが2階、3階のことも当然考えられるわけですね、そういう点でもう少し、セキュリティそのものについての対策を強化する必要があると思うんですが、その辺についてどのように検討されているのか。お聞きしたいと思います。お願いします。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君）　まず、濃厚接触者以外の感染の疑いのある職員ということですが、感染者が発生した場合、その判明が分かった時点でその課に属する職員については自宅待機とさせていただきたいと考えております。その感染者から近くにいる方が感染し、ウイルスの検出がされる時期というものは一般的に5日から6日という日にちになっております。ですので、自宅待機を経て、その5日、もしくは6日頃に抗体検査を受け、そこで陽性もしくは陰性の判定をいただき、陰性の場合については、業務に復帰していただくという考えでございます。それから、2点目のこども園の関係でございましたが、基本的には民間業者でございますので、その法人の管理者の責任において果たすべき義務と認識しております。ほかのこども園以外の町民と接する会社等についても2つ目と同様の考えでございます。コロナ関係ではこの3つでよろしかったでしょうか。

議長（石川良彦君）　住民、役場職員というか役場に來た町民の方々に対してとか、そういうことは検討されたかっていうこと。あとは定期的に検査することとかも検討されたんですかということ。

総務課長（遠藤龍太郎君）　すみません。まず、今発症しないとコロナにかかっているか分からないというのが現実であります。その前段として、まず発熱が考えられるわけなんですけど、発熱があった時点でまず、その職員については休んでいただくと。そして国県の方針のとおり、3日続くような場合にはかかりつけの医院もしくは、発熱外来を受けていただくというような措置を取り、そういった可能性のある職員については、職場を休んでいただくと。そうしたことによって、住民との感染の疑いのある職員と住民との接触の機会を極力減らすという考えでございます。それから定期的に抗体検査等を行うということですが、これについては実際には感染率というのはあまり高く、大郷町にとっても人数、現在26名出ているわけですが、人口からするとそれほど多くないという言い方はおかしいかもしれませんが、パーセンテージ的には一般の生活をしている上では、感染リスクは低いものと考えておりますので、職員についてもその発熱なり感染の疑いがある時、そしてその人と濃厚接触の可能性のある時の検査で十分かと考えております。以上でございます。

議長（石川良彦君）　次に財政課長。

財政課長（熊谷有司君）　防犯カメラにつきましてでございますが、防犯カメラ、先ほど言いましたとおり、5カ所設置するわけでございますが、ただ設置するだけじゃなくて、それにつきましては、それを記録するもの

はございます。ハードディスクなりで記憶しているわけですが、2週間分のデータがその蓄積されております。その後、毎日上書きされていく状態になりますけども、もし何か事件等が発生した場合には、それを見て警察なりに提出して捜査をしていただくというような内容になってございます。それからサーバー室等につきましては施錠、入り口の施錠もですが、サーバー室内のサーバーについても施錠を二重、三重としてございますので、その辺は御安心していただければなと思いますし、役場の出入りに防犯カメラ設置するということですので、その出入りにつきましては、職員以外のいろんな来庁者も含めてですが、全部そこを通過して入ってくるわけですが、窓ガラスを割って入ってくればまた別なんですけど、その出入り口はしっかりと管理していくというふうになっておるものでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） 私ね経過説明ということ冒頭に申し上げたんですがね、それぞれの議員の質問の中で部分、部分で答えておりますが、例えば PCR、諸君が今後、今回感染したということで今 1 名は出ていますが、2 名目が具体的にまだ資料としては、先日もらったやつも 1 名だけでね、具体的にどうなっているのか。まず町の実態、職場の実態について報告すべきだと。ね。そして今回いわゆる濃厚接触者以外に関係者ということですが、何人くらい今回見ているのですか。濃厚接触者以外の方ということで当面何人くらい今回抗体検査見ているのか。これは 230 万というのは全職員の対象ということでかなり大きな範囲での予算を見ているわけですが、せめて最初から全職員検査するわけではないようですから実際何人くらい見ているのか。その辺について、まず実態がどうなのか教えるべきなのですよ。ですから、私、今日の臨時会お願いしたわけですね。それから防犯についても、どういうことだったんだと。いろいろこれまでの委員会あったんですが、議会として正式にですよ、町民に知らせる立場として、議会にしてね、何がどうなったのか。今状況どうなのかと。犯人が分かったのか。どういう調査状況なのか。それくらいなぜ、説明なぜされないのか。そこに分かれば、そして、その後の対策としてこういうものがあるんだということが出てこない、どうもちぐはぐなってくるんでないかと思うんで、まず経過について改めて確認したいと思います。説明求めたいと思います。そして、今回この PCR 検査でない、抗原検査については何人くらいを今回予定しているのか。いわゆる濃厚接触者以外の方ということで。その人数をお聞きしたいと思います。それ

が分かれば自ずから町の今の実態。感染が疑われる状況が分かってくると思うんですね。その辺についてお願いしたいと思います。それから、防犯カメラについて、確か5台とかって言ってますが、防犯カメラだけで果たしてこの今回の盗難が防止されるのか。ガラス割って2階から入ってくる人いないとか何とか出てますがね。どういうことがあり得るか分からないんですよ。そういう点でもっともっとその辺どのように内部ですよ、町長トップにしてですね、内部でどのように検討されて、今回の予算措置に至ったのか、その辺の経過が分からないと我々としてもどのように今回町民から聞かれても対応なかなかできないんでないかと思うんです。その辺開かれたまちづくりという中でぜひその辺を詳しくお聞きしたいと思うんです。よろしくお願いします。

議長（石川良彦君） 初めに答弁願います。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） お答えします。3月31日に陽性反応が出た男性職員につきましては、3月25日に発熱の症状が出たためその時点で自宅待機といたしました。その次の日に病院の診療を受けたんですが、その時に関しては、医師からPCR検査までのことはしなさいという指示はございませんでした。その後、発熱と体の節々が痛いというような症状が続いたものですから、再度病院に行きまして、医師の指示のもとPCR検査を30日に受け、31日に陽性判定がなされたものでございます。その職員については4月3日の日、ホテルへ移動し4月7日にホテルのほうを退所して現在自宅療養しております。そして、4月7日、すみません。4月8日から10日間の自宅での自宅療養をしていただき、様子を見ることとしております。勤務予定日につきましては、4月19日となる予定でございます。それからもう一人の陽性反応の方の女性の方のほうでございまして、この一番最初に濃厚接触者の方との同居の家族でございまして、発症の時点から病院に次の日行った、前の男性職員が、前の日、26日に病院に行ったわけですが、その時点から家庭内で1階と2階に住み分けながら感染防止を図っていたわけなんです。その職員については同居ということで疑いがあるということで4月の、すみません。3月の29日からお休みを取っていただき、役場職員並びに住民との接触はしないようにしてしております。PCR検査は4月1日に受けておまして、2日の日に陽性反応が出て現在ホテル、4月8日からホテルへ移動して療養中でございます。そのほか濃厚接触者とされた40代の男性及び50代の男性につきましては、PCR検査の結果、陰性の判定が出ております。ただし、陰性の判定が出ても県の指針等に基づきまして、保健所の指導

によりまして、感染者から離れたといえますか、感染者が病院やホテルへ入った翌日から起算して 14 日間の自宅待機という形になっております。戻りますが、最初の感染者につきましては 25 日に発症しており、陽性反応が 31 日ございました。この時点で、もう一週間経過しており、当該所属する課の職員につきましては、症状が出ていなかったものですから感染したリスクは少ないと考えており、また、保健所からの連絡によりまして濃厚接触者には当たらないということで職員についてはそのまま継続勤務といたしました。そして、5 日の日ですが、最初の男性職員の課の近くにいた 2 名とそれから女性の勤務している課の職員 1 名、計 3 名の抗原検査をし、陰性であることを確認し、継続して勤務をしております。それから、3 番目の 40 代男性につきましては、同居の家族が陽性となった関係で濃厚接触者となるということでその判定を待たずにして、その課に属していた職員 2 名を自宅待機させ、そしてその男性職員の PCR の結果を経て、陰性でしたが、陰性でしたので職務を継続させたということになります。以上が 2 名の陽性者と 2 名の濃厚接触者の経過でございます。以上でございます。（「不規則発言あり」）

議長（石川良彦君） 今言ったので理解できなかったかな。今具体的に説明した中の数であります。次に答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 防犯カメラにつきまして、答弁させていただきます。防犯カメラにつきまして、盗難があったのが発覚したのが 3 月 16 日でございます。その 3 月 16 日の午後から臨時の課長会議の中でその事実を全課長に伝え、課長会議で議論したところですが、庁舎管理上、庁舎管理については財政課所管でございますので、それで先ほどもお話させていただきましたが、通常 19 時には全館施錠をします。警備員が施錠いたします。それで 19 時を過ぎますと、地下から出入りをするとになってございますが、それ 19 時以降は全部地下も施錠し、必ず出入りする際、中からですと鍵開けられるわけなんです、職員が勝手に開けていきますと、今度出て行けば鍵が開いた状態になりますので、それは必ず警備員に話をして開けていただいて、職員は退室すると。それでまた警備員に閉めていただくというようなことを今しているわけでございます。あと夜間ですね、会議等もいろんな団体での会議等もございまして、正面玄関からの出入りもあるわけでございます。その際につきましても、何人という、会議が 19 時からであれば 18 時 50 分くらいから、それは閉めてございませぬ。それで 19 時くらいまでに皆さん入れば、その担当課から今日皆さん出席者全員が入っていますので、閉めてくだ

さいというようなことで連絡いただきまして、それで警備員が施錠すると。あと会議が終了したら、それをまた開錠し、また施錠するというようなシステムにその3月16日以降はそのようにさせていただいております。それに加えて、今回防犯カメラを設置させていただきまして二重に今セキュリティ対策ということで町ではそのようにさせていただく予定で今回提案させていただくものでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君）　じゃ、総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君）　補足で説明させていただきます。被害届につきましては、3月18日に正式に提出してございます。そして4月7日の日、大和署より捜査経過について電話で連絡がございましたが、内容的には捜査は進捗していないという御報告であり、今コロナ禍なものですから、聞き取り捜査がかなり難しいということで改めてこのコロナ禍が落ち付いた頃に再度町等の聞き取りに来たいというようなお話をいただいております。以上でございます。

議長（石川良彦君）　千葉勇治議員。

12番（千葉勇治議員）　あの、PCR検査でも抗原検査でも、PCR検査のほうで特に私患者なのか、証明書出すわけですよ、この方は間違いなく何々現在感染されていませんということで。それもお金かかるわけなんですけど、1万円くらいかかるということで聞いたのですが、抗原検査の場合はそういう証明書というのは出てくるんですか。その辺については何か確認していますか。当然かかるとなれば金もかかると。証明書出すとなれば金もかかるということも出てくると思うのですが、その辺も含めてのことなのかどうか、お聞きしたいと思います。それから、やはり民間がやっているからということで、いわゆるこういう抗原検査も含めてね、PCR検査でも然りなんですけど、先生方あるいはそういう社会福祉協議会の職員とか、そういう方々に対するせめて全額町で出さなくとも、いくらか支援する形でもですね、それを応援するような支援でもぜひ私はやるべきだと。それが今こういう状況の中で町の職員だけ守るのではなく、町民があつて、初めて町が、町の職員もあり、そういう保育所の保育園の子供たちも町民の安全な生活の中で守られるべき姿でるわけで、そういう点では中心になって働いている方々への何らかの支援がどうしても必要だと、これを通じて感じるわけなんですけど、職員だけを私は守るだけではなく、全体に考えることを町長考えていないんですか。その辺について町長のほうから姿勢を確認したいと思います。

議長（石川良彦君）　まず、総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君）　PCR、すみません。抗原検査の結果でございますが、大郷町の役場の産業医である杉山先生と委託契約を結び、実施したい、実施しているところでございます。それで、その証明書たるものですが、直接お医者さんも守秘義務がございますので、本人に、本人が診察を受け、その本人に陽性か、陰性の判定すると。それだけで実際には十分かと思えます。ただ、委託事業で、委託費でお支払いする関係上、その報告は求めたいと考えております。以上でございます。

議長（石川良彦君）　次に答弁願います。町長。

町長（田中 学君）　はい。ただいまの御質問、大変ありがたい御質問でございますが、町民を守る役場職員がまさに健全でなければなりません。そのためには町民も大事なんですけど、町民を守るという立場から我々役場がしっかりとした態勢をまず取ることが前提であるというふうに考えておりますので、全町民にそのような方法などを持ちうるということになれば、これは町だけの考えでなく、県なり国のほうにも呼びかけをしてまいりたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君）　ほかにございませんか。大友三男議員。

4番（大友三男君）　歳入関係で目的が新型コロナウイルス感染症対策費という目的名といたしますか、の中でお話をさせていただきたいのですが、これは抗原検査杉山医院で行うというようなことでの再質のほうで御説明あるんですけども、これワクチン関係の接種は国なんかでも推奨しているというか、かかりつけ医でも行えるというようなふうに言っている経緯もあるんで、杉山医院のほうでこれワクチン接種できるのかどうなのか、まず、本町でどういうふうに考えているのか。

議長（石川良彦君）　ワクチンでなく、やるの抗原検査の予算。

4番（大友三男君）　抗原検査の予算ですけども、関連ということになると思うんですけどもね。新型コロナウイルス感染症対策費として歳入のほうになっているわけですから。それに関連してのワクチンの関係ですよ。それを本町でどのように行う方向持っているのかということですよ。かかりつけ医でもやれるようにするのかどうなのか。あと、まずそれ答弁お願いします。できれば。

議長（石川良彦君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君）　お答えします。杉山医院についても、ワクチン接種の医療機関ということになっております。以上でございます。

議長（石川良彦君）　大友三男議員。

4 番（大友三男君） また、関連で申し訳ないのですが、これ昨日の報道関係で出た、お話なんですけども。コロナワクチンの接種の予定が決定したというような中で黒川郡の中で富谷市、大和町、大衡村が決定したいということで出ていたんですけども、大郷町がそこに入っていなかったんですけど、大郷町ではまだそういう予定というのが決まっていなんでしょうかね。どのように要望を出しているのかその辺に関して。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えします。ワクチン接種に関しましては、黒川地域の4市町村、足並み揃えております。動き的には全て同じでございます。以上です。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

4 番（大友三男君） 全て同じといっても、昨日の報道関係が、じゃあ誤りがあるということなんですか。一応ね昨日のちょっとあの報道局名は言えませんけども。大郷町だけが省かれていた状況なんですよ。ということは、大郷町はまだ何も決まっていないと。ワクチン接種に関しては何も決まっていないというような捉え方を私したんですけども、その件に関して担当課のほうそうなんでしょうけども、町長そういうのに関してどのような考えを持っているんですか。

議長（石川良彦君） 担当課じゃないと分かんないでしょ。とりあえず、本町の予定。現段階の予定をお願いします。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。今現在言えるところの予定でございますが、年齢制限をしまして、まずは80歳以上の方について、来週12日に接種券を送付する予定でございます。それをもって、それをもちまして、今月末から今月末から接種開始となる予定でございます。ただし、当初はワクチンに制限がございます。必ず打てるというようなものではなくて、かなり限定された人になろうかと思えます。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第34号 令和3年度大郷町一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第35号 令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽
特別会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 日程第4、議案第35号 令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。失礼しました。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 9ページをお開き願います。

議案第35号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第35号 令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ320万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ7,026万7,000円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出補正予算による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の補正予算の追加は第2表地方債補正による。

令和3年4月9日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正ですが、2月13日発生の福島県沖地震により被災を受けた合併浄化槽の国の災害復旧事業に関する予算につきましては、令和3年第1回定例議会におきまして、御可決をいただいたところですが、国の財源措置が令和3年度予算となることが県より示されたことから、今回、災害復旧事業に係る国庫補助金、その裏負担としての地方債、復旧工事費の計上を行ったものでございます。

次ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正の説明をいた

します。まず、歳入です。第3款国庫支出金第項国庫補助金160万円の増額は、国の災害復旧対象事業に係る合併浄化槽4基分の国庫補助金見込み額の計上によるものです。補助率は事業費の50パーセントでございます。

第7款町債第1項町債160万円の増額は、国の災害復旧対象事業に係る合併浄化槽4基分の災害復旧事業債の計上によるものです。

歳入合計で補正額320万円を増額し、7,026万7,000円とするものです。

次に、次ページの歳出です。第1款合併浄化槽事業費第3項合併浄化槽災害復旧費320万円の増額は、合併浄化槽4基分の災害復旧工事費の計上によるものです。

歳出合計で、補正額320万円を増額し7,026万7,000円とするものです。

続きまして、次ページをお開き願います。

第2表 地方債補正です。追加になります。起債の目的である合併処理浄化槽災害復旧事業につきまして、合併浄化槽の災害復旧に係る国の補助対象事業4基分に係る地方債で、限度額を160万円とし、起債の方法は証書借入とするものです。利率は5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借り換えすることができるものとするものです。

以上で議案第35号の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました、議案第35号につきまして、予算事項別明細書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。はい。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回4基分ということでしたが、これはあの、町負担の分については分かるのですが、このいわゆる地震によって受けられた災害の個人負担の分などはあるのでしょうか。あと、その辺についてはどのような町としては考え方が持たれているのか、その辺についてお聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。個人の負担につきましては

ございません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 合併浄化槽を作る場合にどうしても個人の負担もあるわけですね、その辺のいわゆる本線からある一定距離までの間というか。それについては何も…なかったということで理解していいわけですね。それとも何かそれも今回対象になるということなんですか。その辺ちょっと分からないので教えてほしいんですが。

議長（石川良彦君） はい、地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。今回の浄化槽の復旧事業につきましては、あくまでも浄化槽本体、町で管理をしている部分につきましてはの復旧事業でございます。浄化槽が例えば、浄化槽が浮き上がったことによりまして、排水管の影響に出れば、その部分までは町のほうで直すものでございまして、浄化槽に影響がなくて、あくまでも排水本管だけが影響を受けた部分については、こちらは今回の復旧事業の対象でございません。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第35号 大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議長（石川良彦君） 以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和3年第3回大郷町議会臨時会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

午 前 10時 57分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 千葉 恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員